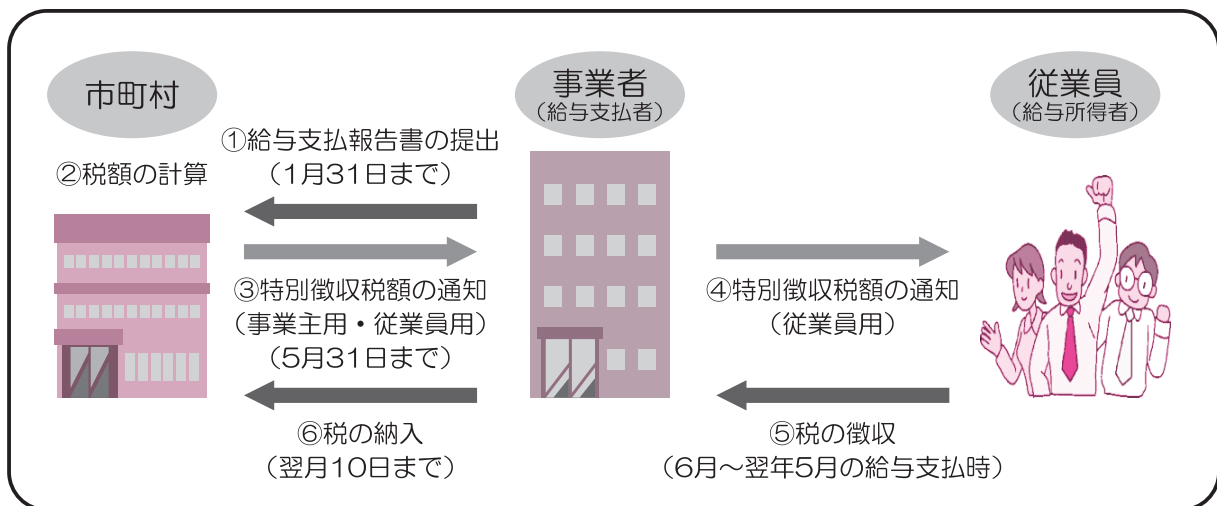


# 個人住民税 (市町村民税・県民税) 特別徴収の事務手引

平成25年11月発行

## 個人住民税の特別徴収のしくみ



### 特別徴収の義務

所得税の源泉徴収義務のある事業者は、従業員の住民税を給与から天引きして納めることが法令で義務付けられています。

給与天引きによる納入を「特別徴収」といいますが、この手引では、特別徴収義務者として指定された事業者が具体的にどのような事務を行うかを案内していきます。

## 1 特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、市町村から特別徴収義務者に指定されます。

## 2 特別徴収の対象になる方（従業員）

前年中（1月1日～12月31日）に給与の支払を受けており、かつ**本年4月1日現在**において、**特別徴収義務者から給与の支払を受けている方**が対象です。

※ ただし、次の場合については、当分の間、普通徴収\*とすることがあります。

【特例】

- ① 総受給者数が2名以下  
「総受給者数」とは、1月1日現在の在職者総人員です。
- ② 他の事業所で特別徴収が行われている。
- ③ 給与の支払が不定期  
年俸一括払、給料日の間隔が一月を超える、短期雇用で給与の支払が毎月ではないなどの方です。
- ④ 事業専従者  
確定申告で「事業専従者」としている方です。
- ⑤ 退職者（退職予定者を含む。）  
退職された方、または3月までに退職予定の方です。

\*「普通徴収」：主として事業所得者などが市町村から送付される納税通知によって納める方法。

## 3 給与支払報告書の提出

所得税の源泉徴収義務のある事業者は、毎年1月31日までに給与支払報告書を、従業員の1月1日現在の住所所在地の市町村長に提出しなければならないことになっています。また、年の途中で退職された方についても提出が必要です。

給与支払報告書提出の対象となった従業員は、特別徴収の対象者となります。

※ **2**の【特例】に該当する従業員について、普通徴収とする場合は、給与支払報告書を提出する際に特別徴収対象者と区別して提出してください。

eLTAX（エルタックス）により給与支払報告書を提出する場合は、**2**の【特例】に該当するため普通徴収とする従業員についてのみ、普通徴収欄にチェックしてください。

## 4 特別徴収税額決定通知書の送付

住民税特別徴収の徴収期間は**6月から翌年5月までの12か月**です。毎年5月中に、特別徴収義務者あてに特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用\*）と納入書が送付されます。このとき、**年間の住民税額と月割額をお知らせします**ので、6月の給与から天引きを開始するための準備をしていただきます。

\*「納税義務者用」は5月31日までに従業員にお渡しください。

## 5 特別徴収の納期と納入方法

納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。

(この日が土曜・日曜、または祝日の場合は、その翌営業日となります。)

従業員から徴収した税額をそれぞれの市町村ごとにとりまとめ、通知書と一緒に送られる納入書で納入します。

※ **納期の特例(年2回納入)**…特別徴収税額の納入は年12回の毎月納入が原則ですが、従業員が常時10人未満の事業者については、納入する市町村に「納期の特例」に係る申請を行い、承認を受けることにより、**6月分から11月分を12月10日まで、12月分から翌年5月分を6月10日までの年2回納入の特例をご利用いただけます。**

## 6 税額の変更通知

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済みの特別徴収税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額変更通知書が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただきます。

## 7 退職・休職者の徴収方法

### ① 6月1日から12月31日までに退職等があった場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって個人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申出または了解を得て、退職時に支払う給与または退職手当等から一括して徴収していただくことができます。

### ② 翌年1月1日から4月30日までに退職等があった場合

地方税法第321条の5第2項の規定により、特別徴収できなくなる税額は、本人の申出がなくても、5月31日までの間に支払う給与または退職手当等から一括徴収することになっています。ただし、一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。

※ **5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。**

## 8 異動届などの提出

退職、休職、転勤等による異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに市町村に異動届を提出しなければなりません。

※ 異動届の提出が遅れると、

① 退職者、休職者、転勤者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となる。

② 税額変更や普通徴収への切替えが遅れる結果、納税義務者に対して一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう。

などのおそれがありますので、必ず提出してください！

## 9 退職所得に係る住民税の特別徴収（退職手当）

退職手当に対する個人の住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入（特別徴収）することとされています。

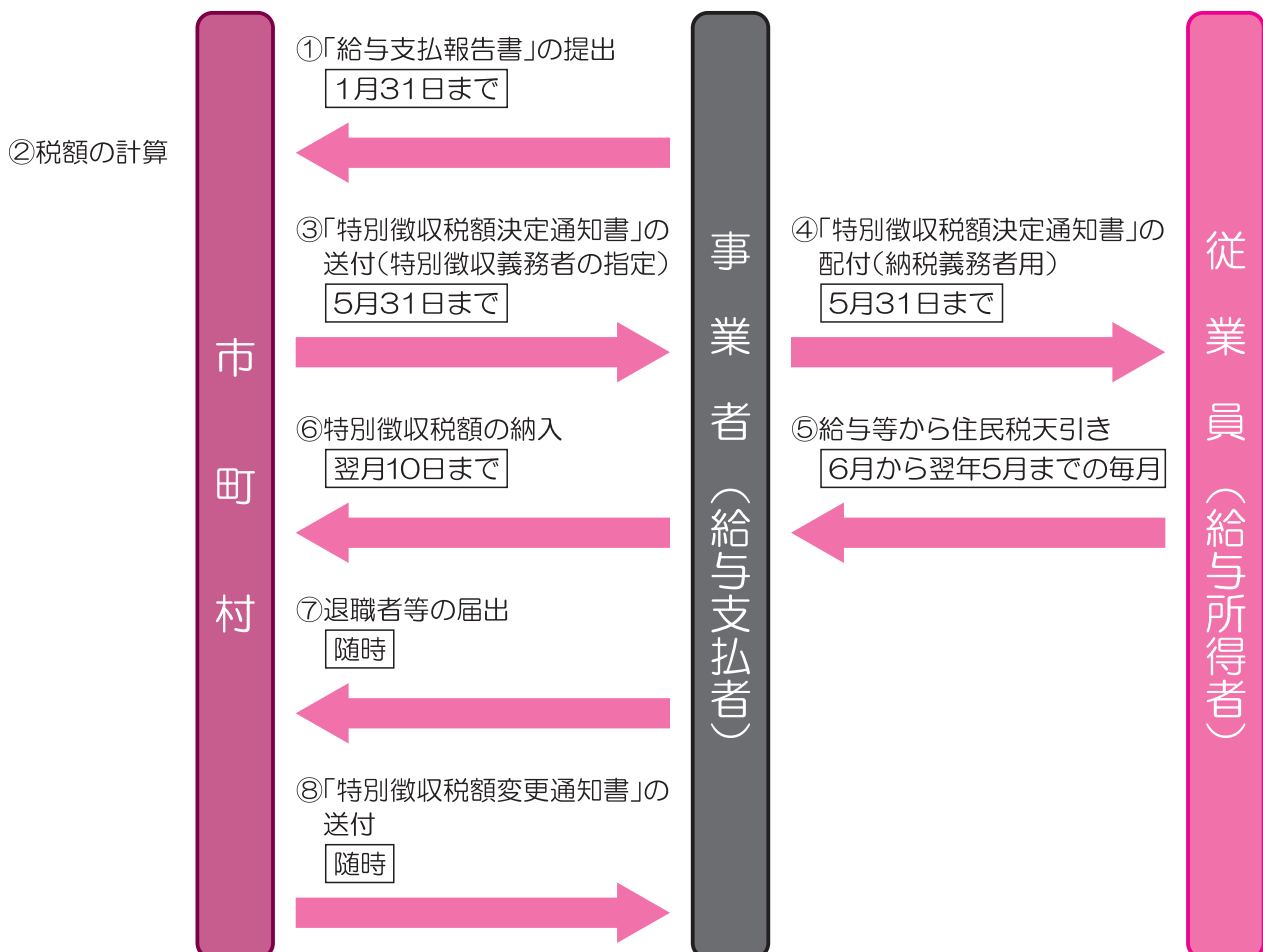
このように、ほかの所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

納入すべき市町村は、退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在の住所所在地の市町村です。

## 10 退職所得に係る住民税の特別徴収の手続

退職手当の支払者は、徴収した月の翌月10日までに、「市町村民税・道府県民税納入申告書」に特別徴収した税額と所要事項を記載したものをそれぞれの市役所・町村役場に提出（申告）し、この税額をそれぞれの市町村（金融機関等）で納入書により納入してください。

### 特別徴収の手続・まとめ







# Q & A



## Q 個人住民税の「特別徴収」とは何ですか。

**A** 事業者（特別徴収義務者）が従業員（納税義務者）に対して毎月支払う給与から、個人住民税額（市町村民税＋県民税）を天引きし、従業員に代わってその従業員に課税した市町村に納入する制度です。

## Q 今まで特別徴収しなくてもよかったのに、何が変わったのですか。

**A** 地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務者である事業者は、従業員の個人住民税の特別徴収を行い市町村に納入することが義務付けられています。また、市町村はこの事業者を特別徴収義務者に指定することが定められており、法令順守の立場から適切な運用を行います。

## Q 手間も増えるので特別徴収を行いたくないのですが。

**A** 事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていただくためにご理解くださるようお願いします。

## Q すべての事業者が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか。

**A** 本来、給与を支払う際に所得税を源泉徴収して国に納付する義務がある事業者は、原則として個人住民税についても特別徴収を行っていただく必要があります。ただし、次の場合については、当分の間、普通徴収とすることがあります。

- 総受給者数が2名以下
- 他の事業所で特別徴収が行われている。
- 給与の支払が不定期
- 事業専従者
- 退職者、または3月末までに退職予定

## Q 他の市町村からは特別徴収義務者として指定されていないのですが。

**A** 法令で定められているため、本来であれば指定しなければならないことになっています。他の市町村から指定されていない場合は、その市町村にお問い合わせください。

**Q** 従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが。

**A** 要件に該当する事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員が個々に特別徴収・普通徴収の区分を選択することは認められていません。

**Q** パートであり、近いうちに退職する予定の従業員でも特別徴収しなければならないのですか。

**A** パートや非常勤職員にかかわらず、4月1日現在で在職されている人は特別徴収の対象となります。ただし、3月末までに退職する予定がある方は、はじめから普通徴収にすることができます。

**Q** 4月に退職した従業員がいます。この従業員が、送られてきた特別徴収税額決定通知書に載っていますが、どうしたらいいのですか。

**A** 退職の異動届を、特別徴収税額決定通知書を送付した市町村に提出してください。

**Q** 所得税が発生しなければ個人住民税も発生しませんか。

**A** 所得税と個人住民税では税額の計算が違いますので、所得税が発生しなくても個人住民税が発生することがあります。

**Q** 2か所の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されますか。

**A** 原則として、前年の給与支払額が大きい方の事業者が特別徴収義務者に指定されますが、双方の事業者及び市町村と協議した上でどちらか一方に決定します。

**Q** 住民税は事業者が計算しなくてもよいのですか。

**A** そのとおりです。住民税額は、1月末までに事業者から提出していただいた給与支払報告書等に基づき、市町村で計算して通知しますので、給与から天引きする金額を事業者が計算する必要はありません。所得税のように年末調整を行う手間もありません。

**Q** 普通徴収より特別徴収の方が従業員の1回の支払額が少なくなるそうですが。

**A** そのとおりです。普通徴収の納期は通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回あたりの納税額が少なくなります。また、納税者（従業員）にとって金融機関等に出向いて納税する手間が省けます。

**Q 特別徴収を放棄した場合、または滞納した場合はどうなるのですか。**

**A** 特別徴収義務者に指定された事業者が、従業員から徴収すべき税額を放棄または滞納した場合は、地方税法に基づき、特別徴収義務者に対して督促状が発送されます。督促状が届いても納入されない場合は、事業者に対して滞納処分を行うこととなります。また、事業者が滞納している場合は、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることとなります。

**Q 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納期限内に納入できないのですが、どうしたらよいですか。**

**A** 事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預り金であり、事業資金ではありませんので、必ず納入してください。

**Q 4月1日以降に就職した従業員については、途中からでも特別徴収に切り替えることはできますか。**

**A** 対象となる従業員が事業者を通じて、1月1日現在の住所がある市町村にその旨をご連絡いただければ、途中からでも特別徴収に切り替えることができます。

**Q 特別徴収の手順はどうなりますか。**

- A**
- ① 毎年1月末までに市町村へ給与支払報告書を提出します。
  - ② 市町村で個人住民税の税額を計算します。
  - ③ 給与支払報告書提出後、4月1日現在で在籍しなくなった従業員等がいる場合は、4月15日までにその旨を市町村長に届け出てください。
  - ④ 事業者に対して、従業員が1月1日現在の住所がある市町村から毎年5月31日までに「特別徴収税額決定通知書」が送付されます。
  - ⑤ 特別徴収税額決定通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額（年税額及び毎月の額）が記載されていますので、毎月の給与から記載された「その月の税額」を天引きしてください。
  - ⑥ 天引きした個人住民税は、翌月10日までにその市町村（金融機関等）へ納入してください。

**Q 給与支払額が93万円以下の従業員が3人である事業者は、特別徴収義務者に指定されますか。**

**A** 従業員が3名以上の事業者は特別徴収義務者に指定されますが、均等割の非課税基準所得を下回る従業員については、非課税（または給与から特別徴収しきれない可能性がある）と判断されますので、給与から特別徴収する税額はありせん。



### お問い合わせ先

五所川原市役所	税務課 市民税係	0173-35-2111
つがる市役所	税務課 市民税係	0173-42-2111
鱒ヶ沢町役場	税務町民課 課税班	0173-72-2111
深浦町役場	税務課 税務係	0173-74-2111
板柳町役場	税務課 税務係	0172-73-2111
中泊町役場	税務課 税務係	0173-57-2111
鶴田町役場	税務会計課 税務相談班	0173-22-2111
西北地域県民局県税部	納税管理課	0173-34-2111